

富士市認定地域クラブ活動認定要件確認書

※ 本確認書の内容を審査するため、必要に応じてヒアリングや現地確認、根拠資料の提出等が求められることがあります。

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること。
- 生徒<sup>※1</sup>の自主的・主体的な参加による活動であり、競技性や成果のみに偏重するのではなく、生徒が継続的にスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保し、生涯にわたってスポーツや文化芸術を楽しみ、豊かに関わるために必要な資質・能力等を育てることを目指した活動であること。
  - 原則、富士市に居住する生徒を対象とした活動<sup>※2</sup>であること。また、競技力強化等の観点から広域から生徒を集めるものではないこと。
  - 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること。
- ※1 中学校等の生徒を主な対象とするが、小学生や高校生、大人等と一緒に活動する多世代の取組を排除するものではない。以下同じ。
- ※2 他市の生徒が、富士市の認定地域クラブに参加することも状況により可能とする。
- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること。
- 原則、富士市部活動ガイドラインに準じた活動回数や活動時間とすること。生徒の心身の成長に配慮して健康に生活を送れるよう、原則として週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること。その上で、できるだけ短時間で合理的かつ効率的・効果的な活動としていること。
  - 年間の活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会の日程等）や毎月の活動計画（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を策定していること。<sup>※1</sup>
- ※1 例えば、将来的には平日も含めて地域展開を目指すことを前提に、当面、休日のみ地域クラブ活動を実施する場合には、原則として、休日の地域クラブ活動において、少なくとも1日以上休養日を設ける。ただし、平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動の組み合わせの工夫など、多様な形態があり得る。例えば、改革の進展に伴い、体制の充実した休日に活動の中心がシフトしていくことも想定されるところ、週当たりの活動時間が11時間程度の範囲内に収まり、かつ、週2日以上休養日が設けられるのであれば、平日の活動を週3日以内に抑えつつ休日に2日間連続して活動を行うなど、柔軟な対応を行うことも可能。
- ③ 持続的、安定的に運営するために必要な範囲で、原価志向に基づき、適当かつ低廉な参加費等が設定されていること。

- 国が示す参加費等の目安を踏まえつつ、地域の実情や競技種目の特性に応じて、地域クラブ活動を持続的、安定的に運営するために必要な範囲で、原価志向<sup>※1</sup>に基づき、適当かつ低廉な参加費等が設定されていること。

※1 地域クラブ活動の運営に必要な経費をもとにした金額設定を行うこと。

#### ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

- 地域クラブ活動において指導や指導補助、見守り等を行う人材（以下「指導人材」という。）が、暴力・暴言・ハラスメント、いじめ、無視等の行為は、許されない行為であることを理解し、自らこうした行為を行わないものとするとともに、生徒間同士がこのような行為をしないように注意を払うこと。
- 認定地域クラブ指導者名簿に登録された指導者が、認定地域クラブの活動に携わること。
- 認定地域クラブの指導者代表1名以上は、教育委員会が定める研修を受講すること。
- 持続的・安定的な活動を確保するとともに、事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること。
- 参加する生徒や保護者が、地域クラブに対して気軽に意見を寄せられるよう配慮する。

#### ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

- 生徒の発達段階や健康の状態、気温や湿度、暑さ指数（WBGT）等の環境を考慮の上、適切な指導内容や活動時間、休息时间、水分補給の機会等を設定するとともに、活動場所の管理主体と連携した施設・設備・用具の点検等を行い、事故防止を徹底すること。
- 市、認定地域クラブ活動の実施主体、活動場所の管理主体等との間で、あらかじめ、事故等が発生した場合の対応や責任関係等を明確化していること。
- 保護者や関係機関への緊急時の連絡体制の整備等を行い、事故発生時の対応を適切に行うこと。
- 参加者が、自身の怪我等を補償する保険に加入していること。
- 指導者が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること。

#### ⑥ 適切な運営体制が確保されていること

- 次の内容を含む規約等を作成・公表していること。また、関係法令を遵守するとともに、規約等に基づき適切な運営が行われていること。
  - ・団体の目的
  - ・代表者、副代表、会計、監事<sup>※1</sup>を置くことが記載されていること。
  - ・総会（保護者総会など）について記載されていること。
- 監査及び会計報告（教育委員会への報告）に関する事項が規定されていること。

営利を主たる目的とせずに運営すること。

大会・コンクールに参加する場合には、その運営に積極的に協力すること。

※1 原則として、代表、副代表、会計及び監事は、互いに兼ねることはできない。役員を確保することが困難な場合等の例外的な場合にも、監事は、代表、副代表、会計を兼ねることはできない。

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

地域クラブ活動の活動方針や指導方針、スケジュール等を生徒の在籍する中学校等と共有すること。※<sup>1</sup>

生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること。※<sup>2</sup>

市が学校と連携して生徒・保護者等に対する情報提供等（小学校高学年時の体験会、中学校等入学時のオリエンテーション、アプリなどによる地域クラブ活動の実施状況等の情報提供等）を円滑に行うことができるよう、必要な協力を行うこと。

活動場所として学校施設を活用する場合や希望する教職員による兼職兼業が行われる場合等には、その円滑な実施のため、市や学校との必要な連絡調整を行うこと。

※1 平日の学校部活動と休日の地域クラブ活動が併存している場合などには、平日と休日の活動の一貫指導の観点も含む。

※2 地域クラブ活動への入会時に、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有することについて、生徒の保護者の同意を得ておくこと。

⑧ 反社会的関与及び宗教・政治的活動を行わないこと。

暴力団、反社会勢力等との関係を有しないこと。

宗教、政治的活動を行わないこと。

上記、要件を確認しました。

年 月 日

(宛先) 富士市教育委員会教育長

団体名

代表者氏名